

報告書

(第2回債権者集会)

令和6年1月16日

東京地方裁判所民事第20部 特定管財3係 御中

破産管財人 弁護士 本山 正人
破産管財人代理 弁護士 島田 敏雄
破産管財人代理 弁護士 赤堀 有吾

第1 第1回債権者集会以降の破産管財業務について

1 破産財団の状況等

- (1) 破産者の財産については、前回の債権者集会までにほぼ換価を終了している。
本債権者集会時点における破産財団の残高は、23,809,481円である。
- (2) 破産者の負債の状況は財産目録「負債の部」記載のとおりである。
前回の債権者集会以降、従業員の退職金の一部に未払があることが判明したため、正確な未払額を調査した上で、労働者健康安全機構による立替払を行った。

2 損害賠償請求訴訟の提起

破産管財人は、裁判所の許可を得た上で、令和5年9月29日、破産者の役員等に対し、破産者の土地建物の譲渡担保契約（以下、「本件譲渡担保契約」という。）に関し、以下に述べる通り損害賠償請求訴訟を提起した。

- (1) 破産者の元代表取締役である黄贇日について
黄贇日は、破産者の代表取締役として、本件譲渡担保契約を締結しているところ、同契約は破産者の財産的基礎を危うくし、破産者の債権者を害するものである。したがって、黄贇日は、破産者の取締役としての任務を怠ったものであり、会社法423条1項に基づく損害賠償責任を負う。
- (2) 合同会社アサクラ事務所の代表者である朝倉健治について
朝倉健治は、合同会社アサクラ事務所が破産者の株式を譲り受けるにあたり、その資金を調達するために破産者をして本件譲渡担保契約を締結させている。これは、破産者の権利・利益を侵害するものであるから、民法709条に基づく損害賠償請求責任を負う。なお、朝倉健治は破産者の現代表取締役である。
- (3) 合同会社アサクラ事務所について

合同会社アサクラ事務所は、代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う（会社法600条）。前記(2)記載のとおり、朝倉謙治は、合同会社アサクラ事務所が破産者の株式を譲り受けるにあたり、破産者に損害を加えたものである。したがって、合同会社アサクラ事務所は、会社法600条に基づく損害賠償責任を負う。

(4) BCMの代表取締役原田秀雄について

原田秀雄は、BCMの取締役として、違法または不当の評価を受けることがない、また、法律上の効力に疑義のない契約を締結する義務を負うところ、否認ないし詐害行為に該当する本件譲渡担保契約を締結することによって、かかる義務を怠ったものである。破産者は、その義務違反により締結された本件譲渡担保契約によって損害を受けたのであるから、原田は、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(5) 請求額

上記(1)ないし(4)の損害賠償請求訴訟は、本件ゴルフ場の価値相当額の賠償を求めるものであり、損害の一部として金1億円を請求している。

3 否認請求訴訟の経過

破産管財人が提起した否認請求訴訟については、前回債権者集会以降、以下の期日が開かれた。

前記2の損害賠償請求訴訟も否認請求訴訟と併合して審理が行われることとなり、令和5年12月25日に、実質的に第1回となる期日が開かれた。

令和5年8月16日（口頭弁論）

同年9月12日（弁論準備）

同年10月17日（弁論準備）

同年12月25日（弁論準備）

否認請求訴訟、損害賠償請求訴訟のいずれについても、被告らの主張が十分になされておらず、争点を整理する段階に至っていない。原告である破産管財人は、被告らに対し、主張及び証拠の早期提出を促し、迅速な審理に協力するよう求めている。

次回期日は令和6年2月9日に予定されている。

第2 今後の破産手続の見込み

現状の破産財団では、一般破産債権に対する配当を行うことはできず、一般破産債権に優先する財団債権についても、その一部を支払うことができるに留まる。

破産財団の増殖は否認請求訴訟、損害賠償請求訴訟の帰趨にかかっていることから、引き続きこれらの訴訟で結果が得られるよう努めたい。

以上

令和3年(フ)第6474号
破産者 伊豆スカイラインカントリー株式会社
破産管財人 弁護士 本山正人

開始決定日＝令和5年1月26日現在
(単位:円)

財産目録
(第2回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	開始決定日 (R5.1.26)	換価回収金額 (R6.1.15)	備 考
1	現金	1,071,249	1,680,415	換価回収金額には開始後の営業継続に伴う売上金を含む
2	預金	5,597,875	8,873,691	換価回収金額には開始後の営業継続に伴う売上金を含む
3	郵券	4,095	4,095	
4	売掛金	0	63,124	開始後の営業継続に伴う売上金等
5	不動産	0	0	(株)ブルーキャピタルマネジメントに所有権移転がなされている
6	動産	—	10,610,500	コース管理機械、ゴルフカートなど
7	車両	—	446,600	
8	出資金	61,120	61,120	
9	前払金	89,017	89,017	
10	報償金	21,400	26,800	
11	還付金	125,679	125,679	
12	予納金	3,458,214	3,485,214	
13	預金利息	0	82	
	合計	10,428,649	25,466,337	

負債の部

No.	科 目	届出額	評価額	備考
1	財団債権(予納金)		3,485,214	
2	財団債権(公租公課)		5,368,844	交付要求のある金額
3	財団債権(労働債権)		13,911,764	従業員給与・退職金
4	財団債権(管財事務費用)		258,784	
5	財団債権(その他)		4,788,550	公共料金 営業継続費用 動産処分・閉鎖費用 訴訟費用
6	優先的破産債権(公租公課)		0	
7	優先的破産債権(労働債権)		0	
8	一般破産債権			
	合計	0	27,813,156	

令和3年(フ)第6474号
破産者 伊豆スカイラインカンパニー株式会社
破産管財人 弁護士 本山正人

令和5年1月26日～令和6年1月15日

収支計算書
(第2回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	現金	1,680,415
2	預金	8,873,691
3	郵券	4,095
4	売掛金	63,124
5	不動産売却代金(財団組入)	0
6	動産売却代金	10,610,500
7	車両売却代金	446,600
8	出資金	61,120
9	前払金	89,017
10	報償金	26,800
11	還付金	125,679
12	予納金	3,485,214
13	預金利息	82
	合 計	25,466,337

支出の部		
No.	科目	金額
1	管財事務費用	258,784
2	公租公課	0
3	労働債権	0
4	公共料金	0
5	営業継続費用	144,717
6	動産処分・閉鎖費用	181,500
7	税務会計費用	0
8	社労士費用	262,900
9	訴訟費用	805,000
10	振込手数料	3,955
11	破産配当(優先的破産債権)	0
12	破産配当(一般破産債権)	0
13	破産管財人報酬	0
	合 計	1,656,856

差引	23,809,481
----	------------